

調整点数表(調整内容)

区分	条件	詳細条件	父	母
就労①	保育士として勤務している場合	保育施設(市外施設及び認可外保育施設を含む。)で勤務しており、就労証明書で確認できる方を加点対象とする。	3	3
就労②	1歳児以上クラスで入所時に復職する場合	・就労証明書に記載がある場合に加点対象とする。 ・育児休業の対象児童のみ加点対象とする。 ※加点され、入所内定又は入所し、就労証明書どおりに復職しない場合は、入所内定の取消し又は退園とする。	1	
就労③	入所希望月の締切日時時点で3か月分の就労実績がない又は見込みの場合	・64時間以上の就労が3か月分確認できない場合を対象とする。 ・前職の退職日から1か月以内に転職した場合で、前職の就労証明書等で実績を確認することができれば対象外とする。	-1	-1
家庭①	申込児童の両親がいない世帯である場合		33	
家庭②	ひとり親世帯(65歳未満の同居祖父母がいない場合)である場合	・離婚調停中も対象(証明書必要)とする。ただし、別居のみは対象外とする。 ・下記条件の家庭③とは重複で適用しない。	17	
家庭③	ひとり親世帯(65歳未満の同居祖父母がいる場合)である場合	・離婚調停中も対象(証明書必要)とする。ただし、別居のみは対象外とする。 ・令和6年4月1日時点で、満年齢が64歳以下の方と同居している場合に対象(別世帯でも同一建物内に居住している場合は同居とみなす。)とする。 ・上記条件の家庭②とは重複で適用しない。	16	
家庭④	入所希望月において、既にきょうだい認可保育施設に在籍しており、同一施設を希望している場合(同一施設の利用調整に限る。)	・在籍するきょうだいが1号認定の場合を含む。 ・当該児童の転所(転園)は、対象外とする。 ・きょうだいが連携施設に移行する場合は、連携先の施設に在籍しているとみなして加点とする。 ・下記条件の家庭⑤とは重複で適用しない。	3	
家庭⑤	入所希望月において、既にきょうだい認可保育施設に在籍しており、同一施設以外を希望している場合(同一施設以外の利用調整に限る。)	・在籍するきょうだいが1号認定の場合を含む。 ・当該児童の転所(転園)は、対象外とする。 ・きょうだいが連携施設に移行する場合は、連携先の施設に在籍しているとみなして加点とする。 ・上記条件の家庭④とは重複で適用しない。	1	
家庭⑥	きょうだいが在籍する認可保育施設に転所(転園)を希望する場合	・在籍するきょうだいが1号認定の場合を含む。 ・きょうだいが連携施設に移行する場合は、連携先の施設に在籍しているとみなして加点とする。	3	
家庭⑦	きょうだいで同時申込みの場合	転所(転園)は対象外とする。	1	
家庭⑧	多胎児で同時申込みの場合	・上記条件の家庭⑦に重複して加点とする。 ・転所(転園)は対象外とする。	1	
家庭⑨	第3子以降の児童の場合	・未就学児で数えて3番目以降の子どもの場合のみ対象とする。 ・上記条件の家庭⑦・家庭⑧とは重複で適用しない。	1	
家庭⑩	生活保護受給世帯である場合		1	
家庭⑪	認可外施設等に託児している場合	・無償化対象施設(認可外保育施設・一時預かり事業・ファミリー・サポート・センター事業)又は企業主導型保育施設に預けており、認可外保育施設等利用証明書で月64時間以上かつ3か月以上有料で預けていることを証明することができる場合に対象とする。 ・育児休業中の方は対象外とする。	1	
家庭⑫	小規模保育施設等を利用している2歳児が、卒業後の入所施設として申込みをする場合	・小規模保育施設等の連携施設として、認可保育施設(2号認定)を設定している場合は対象外とする。 ・卒業後、他の保育施設に入所した場合は対象外とする。	5	
家庭⑬	他市の保育施設での継続保育が制度として不可能な場合	上記条件の家庭⑫とは重複で適用しない。	5	
家庭⑭	入所希望月の1日時点で長期不在者がいる場合(単身赴任、海外勤務、入院等)	入所希望月の1日時点で3か月以上長期で不在となる見込みがあり、その後も継続して不在となることが就労証明書等で確認することができる場合に対象とする。	1	
家庭⑮	65歳未満の同居祖父母がおり、保育を必要とする理由の証明書がない場合	65歳未満の同居祖父母の保育を必要とする理由は、求職活動を除く(同一建物内に居住している場合は同居とみなす。)	1人につき-1	
その他①	正当な理由なく、保育料及び給食費の滞納が3か月以上ある世帯である場合		-4	
その他②	正当な理由なく、保育料及び給食費の滞納が6か月以上ある世帯である場合		-8	
その他③	今年度又は前年度において、利用調整結果を辞退し、又は入所内定が取消しとなった世帯である場合		-2	
その他④	保留を許容できる(入所申込みに関する申出書の提出がある)場合		-30	

※転所(転園)は、認定こども園の1号認定から2号認定への転籍及び市外保育施設からの転所(転園)を含む。

同点の場合の優先順位	
①	申込児童が虐待等を受けている旨の児童相談所からの児童福祉法に基づく通告がある場合
②	両親がいない家庭の場合
③	ひとり親家庭である場合又は長期不在者(単身赴任、海外勤務、入院等)がいる場合
④	地域型保育の卒業児童の場合
⑤	きょうだいが在籍中の場合
⑥	保育料及び給食費の滞納がない世帯である場合
⑦	基本点数が高い場合
⑧	基本点数の少ない方の保護者の保育理由の優先順位が高い場合 (優先順位:災害>就労>出産>傷病>障がい>介護・看護>就学>求職)
⑨	同一世帯内の18歳未満の子どもの人数が多い場合
⑩	市民税所得割額が低い場合(課税額が不明の場合は、優先順位が低いとみなす。)